

平成29年度当初予算要求基準

1 要求基準金額等

平成29年度当初予算要求に際しては、引き続き、財政構造改革の取組みを進め、強靱でしなやかな財政運営を目指す必要があることから、原則として、以下のとおりとする。

なお、国の予算編成や地方財政対策の動向等により、今後の予算編成過程において、所要の措置を講ずる場合があるので、留意すること。

(1) 政策的経費等

- ①政策評価対象経費（3年未満） 前年度当初予算額（一般財源）＋0%
- ②政策評価対象経費（3年以上） 前年度当初予算額（一般財源）の80%の範囲内
- ③維持補修費 前年度当初予算額（一般財源）＋0%
- ④施設等管理費 前年度当初予算額（一般財源）以内
（指定管理を除く）
- ⑤一般管理費 前年度当初予算額（一般財源）の95%の範囲内

なお、「新未来創造事業枠」として、「各部局の重点施策」と「統括本部の連携施策」については、合わせて「事業費10億円程度（一般財源ベース：5億円程度）」の全庁財源枠を設定した上で、事業評価により選定された新規事業の要求を認める。

(2) 公共事業等

- ①一般公共事業費
 - ②県単独公共事業等（県単独交通安全施設整備事業を含む）
 - ③国直轄事業負担金
 - ④災害復旧事業費
 - ⑤全体計画が概ね10億円以上の県単独大規模プロジェクト
- 国の動向等を見定め、別途指示する
- 財政課と協議した所要額
- 財政課と協議した所要額

(3) その他の経費

- その他義務的経費（法令等に基づく税関係交付金等を含む）
- 所要額を精査の上必要となる最少の額

2 歳入に関する事項

(1) 県 税

国における税制改正の動向及び今後の経済情勢の推移等に留意するとともに、本県財政の現状に鑑み、課税客体の的確な捕捉と徴収率の更なる向上、収入未済額の一層の縮減に努め、個人県民税を徴収している市町村とも緊密に連携しつつ、収入の確保に万全を期する。

法定外税についても、本県の実態や他の都道府県状況を参考にしつつ、検討を進める。

(2) 分担金及び負担金

事業内容、受益の度合い、市町村との役割分担等を勘案し、適正化に留意する。

(3) 使用料及び手数料

県民負担の公平性や他県との衡平の観点から、受益者負担の原則に立ち返り、改定後3年を経過するもの、料率が実状にそぐわないもののほか、現在使用料が設定されていないものについても、サービスの水準と受益者負担の適正化を図るため、減免規定を含む徹底した見直しを行う。

また、「自動販売機における公募制の導入」など、さらに工夫を凝らした「新たな収入源の確保」を図ること。

(4) 国庫支出金

予算編成に当たり、的確な見積りを行うとともに、県の負担を義務づけているものは、その根拠及び地方財政措置の有無を確認するなど、真に必要な事業を厳選することとし、国の予算措置及び地方財政措置の単なる廃止・縮減等による県単独制度への肩替わりは、一切認めない。

また、超過負担がある場合には、実態を把握し、他の都道府県と連携して国に対し是正を求めるなど、その解消を図るとともに、地域の実情に即した施策の実現や、県単独事業からの振り替え可能性など、各省庁の国庫補助制度等の内容を、従来の先入観にとらわれず幅広く精査し、有効な事業等については積極的な活用に努め、必要に応じて国に補助制度等の創設を積極的に提言すること。

(5) 財産収入及び諸収入

財産貸付収入等については、特に無償貸付案件などの見直しを行い、実勢に即した改定を行うなど、その適正化と収入の確保に努めるとともに、活用が十分でない庁舎内「空きスペース」の貸付についても検討を行うこと。

県有用地・施設等は、「公有財産最適化推進会議」の検討を踏まえ、その有効利用を徹底するとともに、別敷地に移転した施設の残地はもとより、不用遊休財産については、早期売却に向け全力を挙げることとし、早期売却が見込めない施設等についても、短期貸借を検討すること。

また、国の外郭団体や民間団体の各種助成制度等の「外部資金」についても、情報収集と全庁的な情報共有に努め、地域の実情に即した施策の実現や、県単独事業からの振り替え可能性など、従来の先入観にとらわれず幅広く精査し、積極的な活用に努めること。

(6) 特定目的基金の活用

「国の経済対策関連基金」については、有効活用を図るとともに、必要に応じて、「期間の延長」や「拡充」について、国に政策提言を行うこととし、「国の経済対策関連基

金」の終了に伴う基金事業の一般財源への振替は、原則として認めない。

また、特定目的基金は、その所管課のみが限定的に活用するのではなく、全庁を挙げて、最も効果的な活用方策を検討すること。

このため、特定目的基金の所管課は、他の所属に対し、基金の目的や活用のあり方について情報の提供を行うこと。

(7) その他全般的事項

歳入確保については、あらゆる面において、原点に立ち返り再検証するものとし、受益者負担の適正化をはじめとする各種取組みの成果実現に努めること。

3 歳出に関する事項

(1) 歳出の徹底した見直し

収支不足を解消するため、県職員一人ひとりが担当する分野において、思い切った一般財源の節約、削減、また歳入の増加を図らなければ、県政運営が維持できないことを認識し、所管する事務事業等、歳出全般にわたり、「真のゼロベースの視点」で、目的の達成度合い、効果、必要性などについて検討を行い、部局が一丸となって取り組み、厳しく見直しを行うこと。

見直しの視点として、特に「固定化」「既得権益化」した事業については、組織の使命と達成すべき目標など、重点化の方針を明確にし、効果測定を徹底的に実施し、効果の不明なもの、目的を達成したものは廃止すること。

また、必要性が認められる事業でも、予算要求基準に見合った年度間事業量（一般財源ベース）の低減と平準化を徹底すること。

加えて、すべての事業について「コストの低い代替手段の検討」、「緊急性、必要性の優先順位が低い事業の廃止や進度調整」、「事業実績が低調な事業の廃止・縮小」、「単価設定や契約手法などの再検討」、「受益者が特定の者に偏る事業などについて公費投入のあり方の検証」に取り組むこと。

(2) 人件費

現員を基礎として年間所要額を算定することとする。

本県では職員数の削減に取り組んでいることから、新規増員は、法令に基づくもの等を除き、原則としてこれを認めない。

事業量の増大等については、事務事業の効率化・能率化、職員の適正配置等内部調整により対処する。

国庫補助職員、事業費支弁職員に係る人件費については、補助基本額又は事業費の範囲内でまかなうこととし、不足額を生じないようにするとともに、県単独設置教職員等、基準を超えるものについては、徹底した見直しを行う。

超過勤務については、職員の健康保持や公務能率の向上を図る観点から、一層の事務の簡素合理化を図り、縮減に努めること。

臨時職員（物件費）については、育児休業取得者等の代替に限るなど、徹底的に抑制することとし、非常勤特別職についても、徹底した見直しを行い、必要最小限の配置とする。

(3) 扶助費

後期高齢者医療、介護給付などの給付については、多大な財政負担となっていることから、国の制度改正や基準改定の動向、地方財政対策における措置、他の都道府県における支給状況等を常に把握した上で、現状を的確に分析するとともに、適切な制度運用の徹底に努め、他の都道府県と比較し突出した支給状況や、年度途中における多額の過不足、将来の負担増が生じないように取り組むこと。

制度の見直し等が必要な場合には、国に対して積極的に政策提言を行うこと。

法令等に義務づけのない県単扶助費については、制度の効果、運用のあり方などを検証し、適切な見直し検討を行うこと。

(4) 投資的経費

(ア) 一般補助事業及び国直轄事業負担金

一般補助事業及び国直轄事業負担金の継続事業については、公共事業評価制度を積極的に活用し、凍結・中止等の判断を速やかに行い、事業効果の早期発現が可能な新規事業等に財源を有効活用する。新規要求の選択にあたっては、別途審査を実施する。

また、これら公共事業に関しては、国への要望の段階から、事業の選択と集中を図り、十分な重点化を図るとともに、国の動向を十分に見極め、制度変更等がなされるとの情報があれば、速やかに財政課に報告し、協議を行うこと。

(イ) 単独事業

単独事業については、本県の財政事情に鑑み、また、県債発行を抑制する観点から、緊急性、投資規模、将来の財政負担等、十分に検討し、厳しく事業の選択と進捗調整を行う。

県単独公共事業については、引き続き、緊急的かつ当面の措置として、真に必要な事業に重点化を図ること。

(ウ) 災害復旧事業

過年度発生災害については、復旧年次計画に基づき、また、現年度発生災害は、過去の実績等を勘案の上、必要額を算定する。

(エ) 入札請差等の他への流用は原則として認めない。

(オ) 事故繰越を未然に防止するためにも、未契約繰越についてはその必要性を厳しく

精査すること。なお、県単独公共事業については、未契約繰越は認めない。

(カ) 活用まで時間のある用地については、行政コスト削減の観点から有効利用することとし、漫然と管理費を費消することがないように努めること。

(キ) 今後、社会資本ストックの維持管理・更新に要する費用の増大が見込まれる状況の下、限られた財源の中で将来にわたる負担が可能となるよう、計画的な投資や維持補修、管理に努め、適切な維持管理・更新と新たなニーズに対応した新規投資とのバランスをとること。

また、予防保全型の管理を徹底し、長寿命化による更新コストや管理コストの縮減、事業費のピークの抑制に努めること。

(ク) 大規模事業の進捗調整等

「強靱でしなやかな財政基盤」を確立するためには、県債発行総額を抑制し、公債費の低減を図る必要があるが、「南海トラフ巨大地震」や「直下型地震」への対策をはじめとする「県土強靱化」など、喫緊の課題への対応を図る必要があることから、大規模プロジェクトについては、凍結・中止も含め、徹底した進捗調整を行う。

また、新規着手については、「投資に見合う効果」について十分検証を行った上で、緊急性、投資規模、代替施策による対応の可否やPFIなどの民間資金活用等の検討、及び、継続事業の進捗調整や不用遊休財産の売却による財源確保を前提とする。

なお、大規模事業の要求に当たっては、必要な事業規模や仕様が予算編成過程において的確に判断できるよう、法令の基準や既存類似施設の整備状況、維持管理費の見通しや管理体制などについて、具体的な根拠をもって検討を行い、妥当な内容により、十分な協議時間を確保した上で、要求を行うこと。

加えて、地元や関係者との調整を要する事業については、当然に適切な調整を行い、十分な合意が図られた上での事業着手とする。

こうした根拠もなく、安易に予算要求を行うことは厳に慎むとともに、合意のない見切り発車による事業着手は、絶対に行わないこと。

(5) 補助金、負担金、分担金

(ア) 補助金については、事業目的の達成状況、効果、実績等を検証した上で、県財政の厳しい現状を踏まえ、厳格に精査し、廃止、終期設定、補助目的が類似する事業の整理、補助率の段階的引き下げ、市町村の財政力に応じた補助率の設定、事業主体の努力をより促す制度への改定など、徹底した見直しを行うこと。

特に、複数年継続している補助金については、「固定化」「既得権益化」していると考えられることから、法律等に基づくものを除き、特に厳しく抑制する。

また、県単独補助金、中でも「継ぎ足し補助金」やいわゆる「団体補助金」につ

いては、廃止又は水準の引き下げを徹底して行うなど、厳しく見直しを行う。

さらに、市町村向け補助金については、各市町村においても「地方創生推進交付金」が活用できることから、その目的と効果を再度検証し、見直しを行うこと。

その上で、市町村が自主性や創造性を発揮でき、また、固定化することのないよう、必要に応じて補助金メニューの刷新を図り、「市町村振興資金」を活用した平準化等も検討すること。

なお、制度改正を伴う場合は、地方創生局に協議し、市町村に対して県財政の現状を含めた適時適切な説明に努めること。

(イ) 負担金、分担金についても、厳しく抑制することを基本に、その必要性、効果等を精査し、効果の少ないものは廃止する。

(6) 貸付金

貸付金については、原則として民間資金等他の融資制度や民間金融機関との協調融資など諸収入を財源とする貸付の活用を図ることとし、国の制度等によるものを除き、一般財源による貸付は厳しく抑制する。

また、貸付対象者の経営内容、貸付実績、資金需要等必要性を検証することはもとより、金融情勢を見極め、他制度との均衡に配慮しつつ、貸付利率、貸付期間、貸付限度額等の設定に留意すること。

(7) その他の一般行政経費

物件費等の経費については、あらゆる手段を講じ、一層の節減合理化を図る。

庁内LANやLGWAN、県ホームページその他ICTの活用については、これらの整備、維持管理に多額のコストを投じていることを踏まえ、可能な限り活用し、行政効率の向上と経費節減を図る。

また、情報システム関連経費については、例年巨額にのぼっており、その削減が大きな課題になっていることから、契約内容の見直し、調達手法の改善について「ICT推進本部調達管理委員会」の評価を受けること。

委託契約に関しては、現に随意契約を実施しているものや、受託事業者が行う再委託契約も含め、契約方式を厳しく見直し、競争入札を原則とする他、「長期継続契約に関する条例」による複数年契約なども積極的に活用すること。

物品の調達にあっても、可能な限り、随意契約を廃し、競争入札を導入するなど、あらゆる契約において、競争入札を原則とするよう検討を行うこと。

公用車については、更新が必要な場合には、貸与自動車制度（管財課）の活用等により、予算の平準化を図り、計画的に更新すること。

また、備品については、事業執行上支障が生じるもの以外、原則購入を凍結するこ

ととし、旅費、食糧費、庁費等行政運営に係るその他の内部的経費については、財政構造改革に向けた取組みを進めるため、これまで以上に徹底した節減を図り、必要最小限にとどめるが、新たな発想による新規事業については、事業実施に必要な活動費の計上に十分配慮する。

(8) その他全般的事項

限られた財源ではあるが、公共事業はもとより、政策的経費においても「中山間地域の格差是正」の視点を重視する。

また、あらゆる事業において「歳出の中から歳入を生み出す取組み」の視点による検証を行い、限られた財源を最大限有効に活用するよう努める。

4 債務負担行為に関する事項

後年度の財政運営を圧迫する要因とならないよう、対象事業、限度額等について精査し、必要最小限にとどめるとともに、公用地特会を含めた用地の先行取得についても、引き続き地価が下落傾向にあることから、内容、再取得の見通し等を十分検討する。

5 特別会計、企業会計に関する事項

(1) 財政構造改革に向けて、全庁一丸で取り組んでいる現状を踏まえ、義務的経費を含む事業コストの縮減や受益者負担の適正化など、一般会計に準じて行うとともに、一般会計等との会計間の負担区分を明確にし、会計設置の趣旨に則り、一般会計からの財政援助が発生することのないよう、適切な使用料収入の確保、用地売却の早期処理等により、健全経営の確立に努めること。

特に、企業会計、港湾等整備事業特別会計及び流域下水道事業特別会計については、独立採算制の基本原則に照らし、県債償還を見据えた中長期的な経営見通しや健全化計画をもって、各部局において責任を持って経営健全化に努めること。

(2) 資金計画は、各会計独立の原則に鑑み、各会計において資金の調達を行うよう努めること。

(3) 県債を財源とする事業については、一般会計からの財政援助を得ずに償還の見通しが得られるものについてのみ実施する。